

リサイクル

何ができるか、何からはじめるか

クリーニング業界全体でリサイクルを進め、
環境を守りましょう



(財) 全国生活衛生営業指導センター

クリーニング業界全体で省資源 化・リサイクルを進めましょう

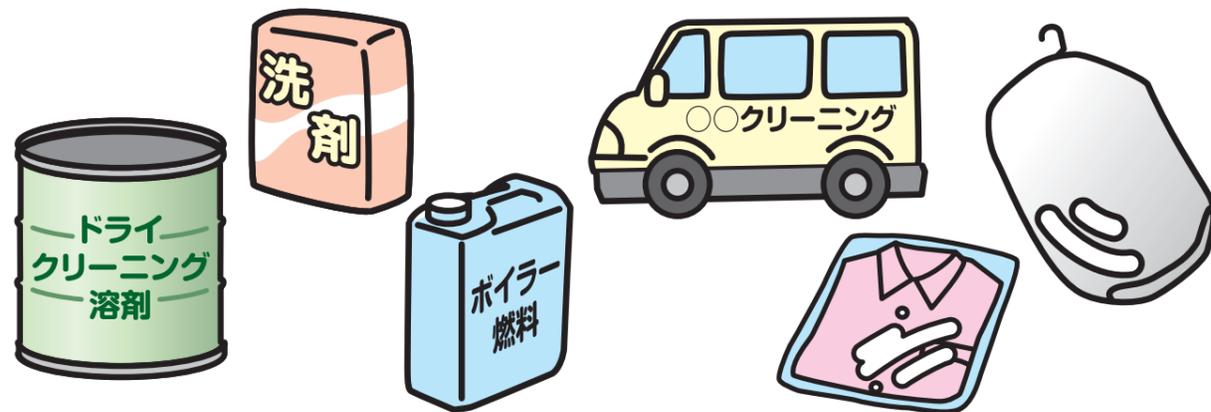
地球環境を守ろう

環境問題は21世紀の最重要課題です。わたしたちクリーニング業界も、地球温暖化防止や、限りある地球資源の有効利用に真剣に取り組んでいかなければなりません。省資源化・リサイクルを進め、CO₂削減やVOC（揮発性有機化合物）発生抑制に貢献しましょう。



石油製品を大切に使おう

ドライクリーニング溶剤、洗剤、ボイラー燃料、ポリ包装材、輸送燃料など、クリーニング業は石油製品に多くを依存しています。原油価格や供給量の変動による影響を最小限に止めるためにも、省資源化・リサイクルの確立は必須要件です。



さらに進めよう、省資源化・リサイクル

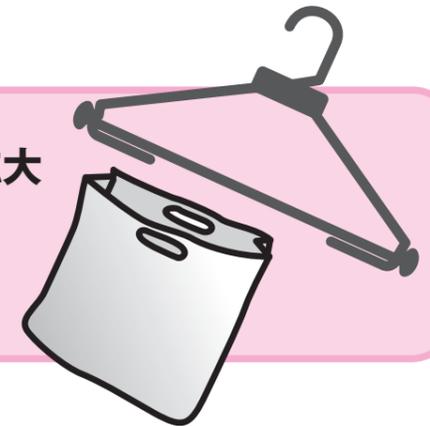
クリーニング業は、汚れた衣類をきれいにして、再び使用できるようにするのが仕事です。つまり、クリーニングを通して循環型社会を支えているのです。今後は一歩進んで、ハンガーやポリ包装材などの削減に、積極的に取り組んでいきましょう。

実施しています

- ドライクリーニング溶剤の再精製・再利用
- 廃水浄化
- スラッジの適正な処理
- ポリ包装材を薄くして消費量を削減
- 再生可能なプラスチックハンガーの導入

取り組んでいきましょう

- ハンガーの回収・再利用の拡大
- ポリ袋の削減
(マイバッグの推奨)



将来は…

- ポリ包装材の回収・リサイクルを検討しています

みなさんのお店でも、いっそうの省資源化・リサイクルを進めるために、何が実行できるかを、ぜひ考えてみてください。

リサイクル関連法規と クリーニング業界

整備が進むリサイクル関連法規

「大量生産・大量消費を続けてはダメだ」という反省のもと、平成6年に、「環境基本法」が制定されました。この法律は、事業者に対し、廃棄物を適正に処理することと、製品が廃棄物になったときに処理がしやすいよう工夫することを求めています。その後、環境基本法にのっとりリサイクル関連法が次々と制定され、日本全体が循環型社会の実現に向けて動き出しました。

環境基本法

循環型社会形成推進基本法 (基本的枠組み法)

廃棄物処理法

(廃棄物の排出企業や処理事業者に、適正な処理を義務づけ)

資源有効利用促進法

(自動車やパソコンの製造者に、リユースやリサイクルを義務づけ)

容器包装リサイクル法

(容器包装の製造・利用事業者、消費者、行政に、分別収集とリサイクルを義務づけ)

家電リサイクル法

(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機の製造・販売者に、回収とリサイクルを義務づけ)

食品リサイクル法

(食品の製造・販売者、レストランなどに、食品残渣の発生抑制やリサイクルを義務づけ)

その他のリサイクル関連法

(建設リサイクル法・自動車リサイクル法・グリーン購入法)

クリーニング業界に係る法規

クリーニング業界に直接関係するリサイクル法は、スラッジなどの特別管理産業廃棄物が対象となる「廃棄物処理法」のみです。また、今のところ、クリーニング店のポリ包装材は「容器包装リサイクル法」の対象外ですが、今後は対象となるように改正される可能性があります。

消費者団体などの声

平成18年に環境省と経済産業省が実施した「容器包装リサイクル制度」見直しの過程で、消費者団体やゴミ処理関係者から「クリーニング店のポリ包装材が規制対象外となっているのはおかしいのではないか」という意見が出されました。

結局、クリーニング業界の自主的取り組みが評価され、当面は規制対象としないことになりましたが、わたしたちはこれらの指摘を真剣に受け止め、ポリ包装材やハンガーのリサイクルにいっそう積極的に取り組んでいく必要があります。

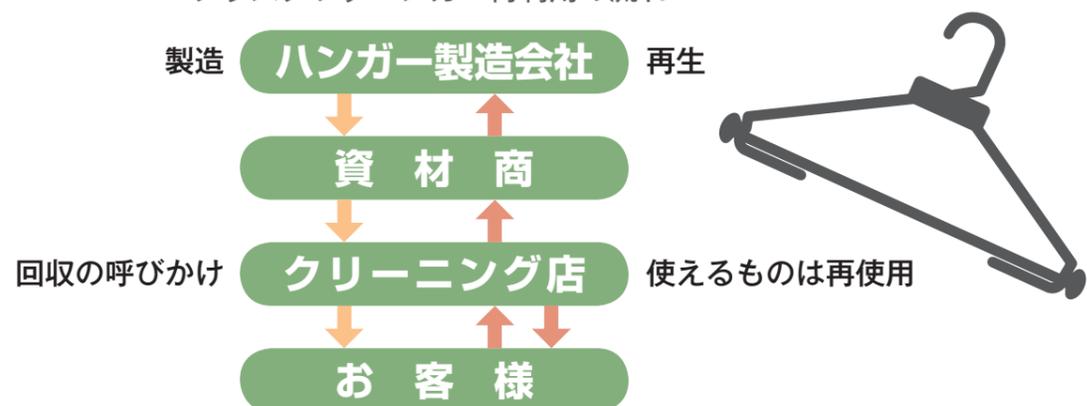


できることから、はじめましょう!

プラスチックハンガーの回収・再利用を進めよう

- ★針金ハンガーから、リサイクル可能なプラスチックハンガーへの切り替えを進めましょう。
- ★お客様に呼びかけて、プラスチックハンガーの回収・再利用を進めましょう。

プラスチックハンガー再利用の流れ



お客様と協同してポリ袋を削減しよう

- ★お客様にマイバッグの持参を呼びかけて、お持ち帰り袋の削減を進めましょう。



〈店頭ポスター・チラシの例〉

お客様各位

- 当店では、ゴミの減量化に取り組んでいます。
- プラスチックハンガーは回収いたします。お手数ですが、次回ご来店時にお持ちください。
- クリーニング品の包装は、ご希望のお客様にのみお付けいたします。
- ポリカバーは、お持ち帰り後、すぐに取り外してください。ポリカバーを付けたままにしますと、大切な衣類に変化が生じる場合がありますのでご注意ください。

〇〇〇クリーニング店主

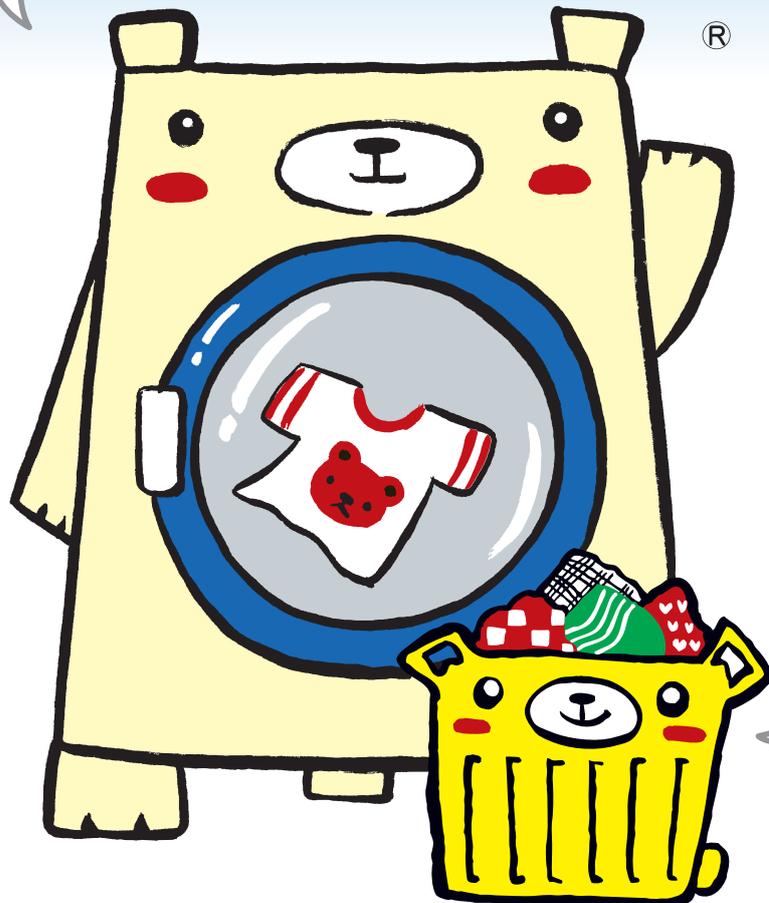
〈リサイクル推進事業の内容〉

- ・プラスチックハンガーの回収（チラシとポスター作成）
- ・回収したハンガーは洗浄、乾燥、選別後再利用（破損品は成形加工メーカーで再製品化）
- ・マイバッグ持参の呼びかけ（ポスター作成）
- ・オリジナル「マイバッグ」製作、販売

全国指導センターでは、各都道府県センターおよびクリーニング組合の協力を得て、「クリーニング包装材等リサイクル推進事業」を推進しております。

お客様にマイバッグを
持ってきてもらおう

ハンガーを捨てたら
もったいないよ



じゃーんじゃーん
始めてね

省資源化のシンボルキャラクター「洗太くんとカゴちゃん」

平成19年10月発行

編集・発行／(財)全国生活衛生営業指導センター

〒105-0004 東京都港区新橋6-8-2 全国生衛会館2階

TEL.03-5777-0341 FAX.03-5777-0342

編集協力／全国クリーニング生活衛生同業組合連合会